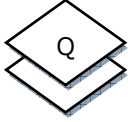




## 労働相談Q & Aで解決！

### 試用期間



3か月間の試用期間が終了しましたが、仕事の覚えが悪いので本採用はできないと言われました。どうしたら良いのでしょうか。

A 試用期間であっても、解雇するためには、合理的な理由が必要であるなど、一定の制限があります。

### 解説はこちら

- 試用期間は、通常、本採用とする前に従業員としての適格性を判断するための試みの期間として設けられるものです。しかし、試用期間であっても、労働契約は既に成立しているため、試用期間満了時の本採用の拒否も解雇にあたります。したがって、本採用の拒否に当たっても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、解雇権の濫用として無効になります（労働契約法第16条）。
- なお、試用期間であっても、質問のように14日を超えて雇用されていた場合、少なくとも30日前に解雇予告をするか、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う必要があります（労働基準法第20条、第21条）。

### どうすれば？

- 就業規則を閲覧し、解雇理由がどのように規定されているか確認しましょう。
- 本採用拒否の理由について、会社に文書で具体的な説明を求めましょう。解雇理由証明書の交付を求めるという方法もあります。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

### お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局  
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階  
電 話 055 (223) 1827  
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)  
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>
- 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域：下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域：都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域：南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181